共済こんなときどうする? 大口つてるる 共会 (ス・人)



定年退職するとき

もうすぐ定年退職します。退職後の医療保険への加入はどうなるのでしょうか? 手当金などの給付はどうなるのですか?



選択肢はさまざま

退職後の医療保険には、さまざまな選択肢があります。医療の給付や保険料などを十分に検討し、 どの制度に加入するかを決めることが大切です。

再就職するとき

再就職する方は、就職先の医療保険に加入します。何らかの事情で加入できないときは、次の「再就職しないとき」と同じ条件になり、4つの選択肢のいずれかを選びます。

再就職しないとき

①共済組合の任意継続組合員

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった人は掛金(負担金分も含む)を負担することにより最長2年間、共済組合の任意継続組合員になることができます。希望される方は、退職日から20日以内に所属所を経由して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

<医療の給付>

任意継続組合員とその被扶養者は、これまでと同様の医療の給付を受けられますし、福祉事業(貸付事業の一部及び貯金事業)の一部も利用できます。ただし、傷病手当金(任意継続組合員となっての傷病に係るもの)及び出産手当金(経過措置に該当する場合を除く)及び各種休業手当金

は支給されません。

②国民健康保険(国保)に加入

共済組合員または任意継続組合員の資格を失った日から14日以内に、居住地の市町村に届け出 て国保の被保険者になります。

<医療の給付>

国が定めた医療の給付(法定給付)を受けます。 自己負担は3割(就学前児童は2割、70歳以上は 所得により1割または3割)です。

保険料は居住地の市町村で異なります。40~ 64歳の方は、介護保険料も上乗せ徴収されます。

③国保の退職者医療制度

国保加入者のうち、退職共済年金の受給権者で組合員期間が通算20年以上(または40歳以降通算10年以上)ある方は、74歳まで退職者医療制度で医療を受けます。年金証書が届いた日から14日以内に、居住地の市町村で手続きをしてください。医療の給付と保険料は国保と同じです。

4被扶養者になる

家族(子どもなど)の被扶養者となることもできますが、認定には所得などの制限があります。詳しくは、扶養者となる人が加入している医療保険に問い合わせてください。

※長寿医療(後期高齢者医療)制度に該当する 方(75歳以上の方など)を除きます。

退職時に受けていた傷病手当金など

1年以上組合員だった人が退職時に傷病手当金を受けていた場合、決められた期間(受給開始から1年6カ月[結核は3年])が終了するまで、引き続き傷病手当金が支給されます。また、退職後6カ月以内に出産したときには出産費が、組合

員だった人が退職後3ヵ月以内に死亡したときは、 埋葬料の対象となります。

※年金関係の手続きなど、退職時にはさまざまな手続きが伴います。詳細は所属所共済事務担当課または、共済組合までお問い合わせください。